

## 第 14 号議案

豊後大野市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

豊後大野市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

### 提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営  
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊後大野市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年豊後大野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第24条第3項中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。